

～共同住宅入居者専用ごみボックス（専B）について～

1. 千歳市の廃棄物処理条例における趣旨

地域にある町内会が設置したごみステーション（町B）は、町内会が日々、適切に維持管理しているものとなり、その地域の町内会エリアの住人に使用してもらうためのものです。

地域住人がごみを出す町Bと、共同住宅の入居者がごみを出す専Bを棲み分けることにより、ごみの散乱防止や地域住民とのトラブル防止を目的として、千歳市の廃棄物処理条例上において、以下のとおり定めています。

- 『6戸以上の共同住宅』については、共同住宅入居者専用ごみボックス（専B）を必ず設置すること
- その届出に当たっては、事前協議制とすること

2. 専Bを設置するための用地に関する注意事項について

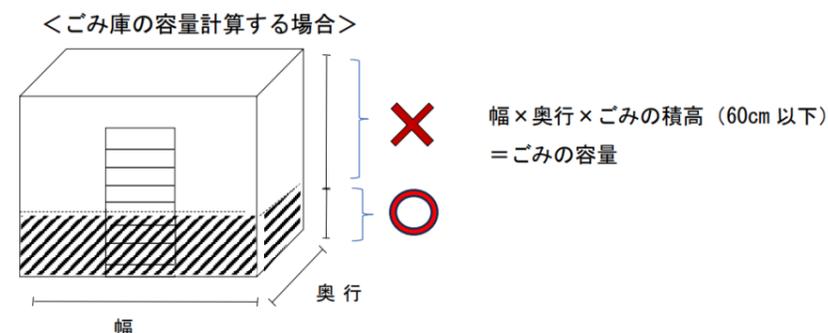
- (1) 道路境界に接した共同住宅敷地内であること
 - × 電柱・消火栓・歩道植樹帯など
- (2) 上記敷地が複数の道路に接している場合、交通量の少ない道路側に設置すること
 - × 幹線道路
- (3) 中高層、30戸以上の共同住宅などの場合、収集に時間を要し、交通に支障をおよぼすおそれがあるため、ごみ収集車が共同住宅敷地内で収集後に前進で出られるよう、通路を設けること
- (4) 交差点は、道路交通法によりごみ収集車が停車できないため、設置しないこと
- (5) 車の通行、除雪作業、歩行者の妨げとなったり、収集作業が円滑に行われないおそれがある場所などに設置しないこと
 - × 専Bの設置か所が奥まっている
 - × 駐車場で駐車している車との距離が近すぎる
 - × 収集車が展開等する場合の動線が確保されていない など
- (6) その他社会通念上の観点から、市が公共収集するに当たって、受忍限度を超えるような専Bの設置となっていないこと

3. 専Bの規格に関する注意事項

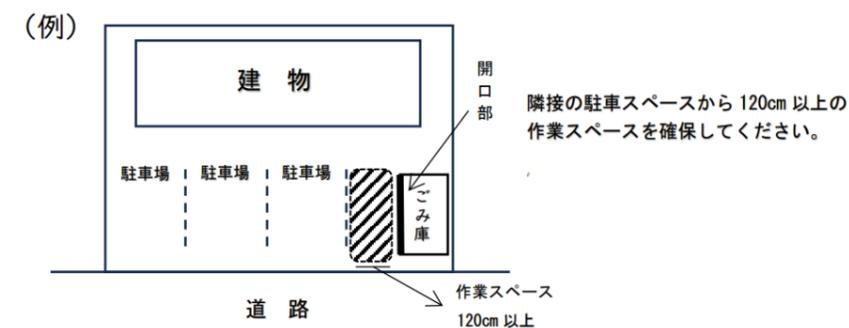
- (1) 材質は、原則として、頑丈な鉄またはアルミ製等を目安とすること
- (2) 昆虫、小動物侵入対策や、臭気防止のため、通気性のあるメッシュで囲む構造等とすること
- (3) 積雪および除雪を考慮し、高さは0.5m程度を目安とすること
- (4) 地震対策として、高さに対して用地面積が狭く不安定な場合、アンカーボルト等で固定すること
- (5) 入居者以外のごみ出し防止の観点から、「〇〇アパート入居者専用」等の文言を明記し、前面にプレート掲示等すること

4. 構造および容積の基準について

- ※ 以下に示すものは、あくまで一例であり、入居世帯数、物件募集条件などに応じ、適切な構造および容積の専Bが設置されている場合は、この基準の限りではありません。
(容積の目安：ごみの積高60cm以下)



(設置か所の目安)



5. 添付する図面について

- (1) 平面図では、付近道路・建築する共同住宅、ごみボックス設置場所がわかるようにすること
(地番確定後の住所、アパート名、入居予定日、物件の管理会社について記載すること)
- (2) 扉や屋根の形状、上記掲示プレートの位置を明記したボックス立面図に、寸法、材質、色を記入すること